

【資料－1】

岩手県農地・水・環境保全向上対策検討委員会設置要領（改正案）

（趣 旨）

第1 農地・水・環境保全向上対策**及び多面的機能支払制度**（以下「対策」という。）の実効性を検証し、その結果を翌年度以降の取組みに反映させるため、岩手県 農地・水・環境保全向上対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所 掌）

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 対策の実効性について調査審議すること
- (2) 活動組織の取組みについて評価及び指導、助言すること

（組 織）

第3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから農林水産部長が委嘱する。

- (1) 政策等の評価に関する学識を有する者
- (2) 農業・農村政策に関する学識を有する者
- (3) 地域活動に関する学識を有する者

3 委員の任期は、平成28年度末までとする。

4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（委員長）

第4 委員会に委員長をおき、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第5 委員会は農林水産部長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶 務）

第6 委員会の庶務は、農林水産部農村建設課において処理する。

（補 則）

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年〇月〇日から施行する。

岩手県農地・水・環境保全向上対策検討委員会設置要領一部改正新旧対照表

平成26年6月 日

改正前	改正後
<p>(趣 旨) 第1 農地・水・環境保全向上対策（以下「対策」という。）の実効性を検証し、その結果を翌年度以降の取組みに反映させるため、岩手県 農地・水・環境保全向上対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所 掌) 第2 [略]</p> <p>(組 織) 第3 [略]</p> <p>(委員長) 第4 [略]</p> <p>(会 議) 第5 [略]</p> <p>(庶 務) 第6 [略]</p> <p>(補 則) 第7 [略]</p>	<p>(趣 旨) 第1 農地・水・環境保全向上対策及び多面的機能支払制度（以下「対策」という。）の実効性を検証し、その結果を翌年度以降の取組みに反映させるため、岩手県 農地・水・環境保全向上対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所 掌) 第2 [略]</p> <p>(組 織) 第3 [略]</p> <p>(委員長) 第4 [略]</p> <p>(会 議) 第5 [略]</p> <p>(庶 務) 第6 [略]</p> <p>(補則) 第7 [略]</p>
<p>[改正理由]</p> <p>○ 多面的機能支払制度が平成26年度に創設されたことに伴う、改正。</p>	